

千葉県

1. 千葉県の概況

人口：6,198,470人（H27.4現在推計人口）

面積：5,157.64km²

県庁所在地：千葉市

市町村数：54市町村

障害者手帳所持者数	千葉県 (H27.3末現在)	全国
身体障害者手帳	183,469人	525.2万人
療育手帳	36,989人	94.1万人
精神障害者保健福祉手帳	34,178人	75.1万人

2. 千葉県における現状と課題

(1) 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（平成18年10月制定）

① 条例の特色

- ・差別行為に対しあくまでも話し合いによる解決を目指し、罰則規定は設けず。
- ・合理的な配慮を行うことが過重な負担となる場合に、適用除外を設定。
- ・条例の理念実現のために、「個別事案解決の仕組み」、「誰もが暮らしやすい社会づくりを議論する仕組み」、「障害のある人に優しい取組みを応援する仕組み」の三つの仕組みを設定。

※ 合理的配慮の例示と共に、解釈指針(逐条解説)を提示。

② 条例の理念実現のための三つの仕組み

(ア) 個別事案を解決する仕組み

約600人の地域相談員、及び16人の広域専門指導員による地域に密着した相談活動と、知事の附属機関として設置された「千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会」（以下「調整委員会」という。）による助言・斡旋との重層的な仕組み。県障害福祉課障害者権利擁護推進室と広域専門指導員の配置機関に、専用電話を設置し県民からの相談に対応。

なお、調整委員会による助言・斡旋にもかかわらず事案の解決が困難な場合、知事は、調整委員会が適当と認めるときは、障害者が差別をしたと認められる者に対して提起する訴訟につき、訴訟費用の貸付その他の援助をすることが可能。

(イ) 誰もが暮らしやすい社会づくりを議論する仕組み

行政と障害当事者や支援者・各界の代表者で構成される「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり推進会議」を設置し、13の課題を決めて具体的な方策を検討・実践。

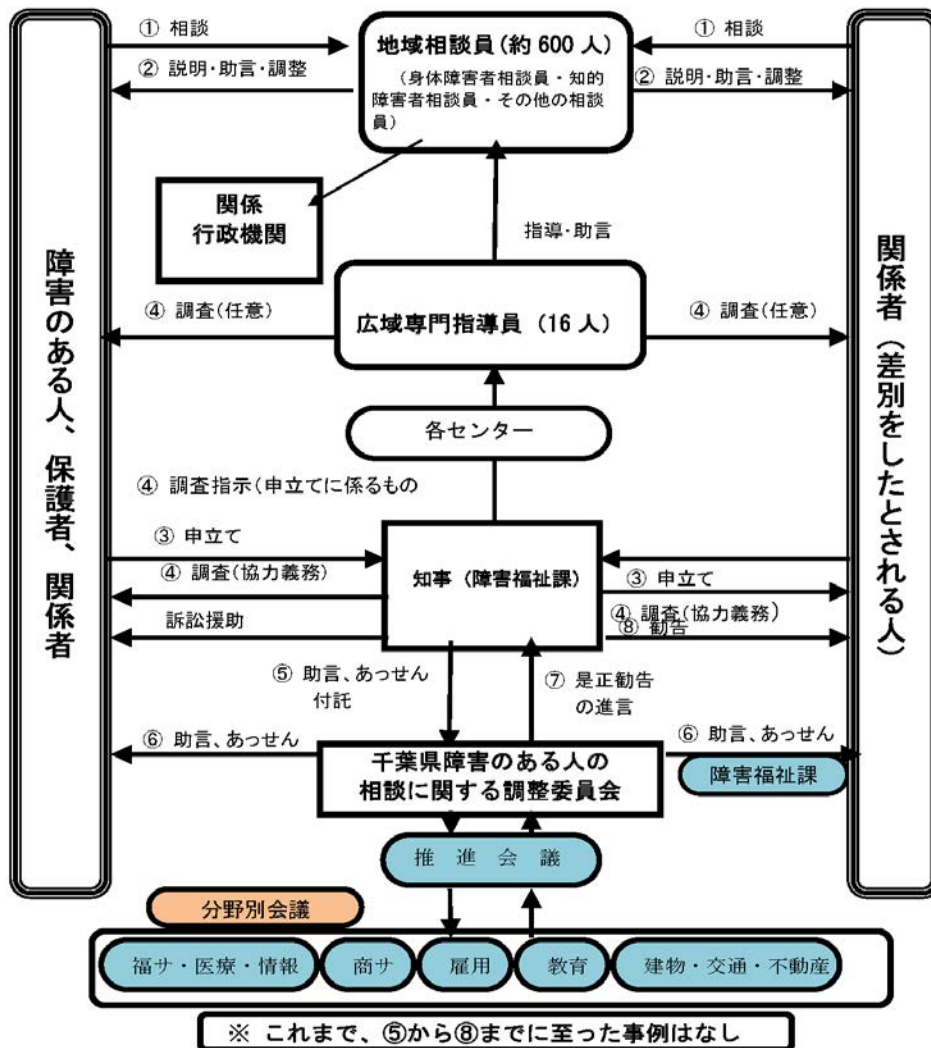
(ウ) 障害のある人への優しい取組みの応援

障害のある人の社会参加を促し、理解を深めるような優れた取組みを選考し、認定証の授与を行うとともに、県のホームページに掲載。

③ 条例の理念実現に向けた課題

- ・ 条例の理念普及の推進（県民への啓発、広報等）
- ・ 障害者差別の定義に関する県民の共通理解の構築（解釈指針の充実、学習会等）
- ・ 障害者に対する県民の理解を推進するための実践活動の積み上げ
- ・ 差別を無くすための相談・協議機関等について、関連法制(障害者虐待防止法及び障害者差別解消法)との整理

(図1) 条例に基づく個別事案解決の仕組みと流れ



3. 障害者差別解消支援地域協議会準備会

(1) 概要

条例に基づき設置された調整委員会の委員を構成員とする「障害者差別解消支援地域協議会準備会」(モデル会議)を設置するとともに、その下にワーキンググループを設置。

(2) 構成メンバー (19名)

委員区分		所属及び職名	
①障害のある人	身体障害	視覚障害	千葉県視覚障害者福祉協会理事
		聴覚障害	(福)千葉県聴覚障害者協会理事長
		肢体不自由	(福)千葉県身体障害者福祉協会理事
	知的障害	千葉県手をつなぐ育成会副会長	
	精神障害	千葉市精神障害者家族会千花会副会長	
	発達障害	千葉県自閉症協会理事	
	高次脳機能障害	ちば高次脳機能障害者と家族の会世話人	
②県議会議員		自由民主党 (千葉市緑区)	
		民主党 (君津市)	
		公明党 (船橋市)	
③専門的知識を有する者	福祉の分野	(福)まつど育成会 統括施設長	
		(福)彩会 理事長	
	医療の分野	千葉県医師会副会長	
	教育の分野	千葉県小学校長会事務局長 (元 八街市立実住小学校長)	
		「医療と教育の研究会千葉」事務局員 (元 千葉県立船橋特別支援学校長)	
		元千葉県立聾学校副校長	
	雇用の分野	(株)千葉興業銀行人事部長	
	法律の専門家	弁護士 (藤岡・合間法律事務所)	
	学識経験者	城西国際大学福祉総合学部福祉総合学科教授	
有識者	千葉市視覚障害者協会 副理事長		

4. モデル会議等の実施状況

(1) モデル会議等の開催経過

(平成 26 年度)

開催回次	開催日時	主な議題
第 1 回 モデル会議	平成 26 年 10 月 28 日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業について ・ 体制整備事業の進め方等について
第 2 回 モデル会議	平成 27 年 2 月 3 日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間報告会の報告について ・ 地域協議会体制整備事業最終報告について ・ 障害者差別解消法施行に向けたスケジュールについて
第 3 回 モデル会議	平成 27 年 2 月 25 日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域協議会体制整備事業最終報告（案） 「障害者差別解消法と千葉県条例の役割」について ・ 差別解消法施行に向けた今後の進め方（案）について

(平成 27 年度)

開催回次	開催日時	主な議題
第 1 回 モデル会議	平成 27 年 7 月 15 日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業について ・ 障害者差別解消法施行に向けた取組みとスケジュールについて ・ ワーキンググループの設置と検討内容の役割分担
第 1 回ワーキンググループ	平成 27 年 7 月 29 日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ワーキンググループの開催について ・ 障害者差別解消法施行に向けた取組みとスケジュールについて ・ 障害者条例に基づく広域専門指導員と市町村との連携のあり方について ・ 障害者差別解消法と障害者条例との整合性（条例改正の要否）について
第 2 回ワーキンググループ	平成 27 年 8 月 21 日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域専門指導員の活動の概要について ・ 障害者条例に基づく広域専門指導員と市町村との連携のあり方について ・ 障害者差別解消法と障害者条例との整合性 ・ 障害者差別と良い配慮に関する事例集 ・ 広報啓発用パンフレット ・ 対応要領について
第 3 回ワーキンググループ	平成 27 年 9 月 18 日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者条例に基づく広域専門指導員と市町村との連携のあり方について ・ 障害者差別解消法と障害者条例との整合性 ・ 障害者差別と良い配慮に関する事例集 ・ 対応要領について

第4回ワーキンググループ	平成27年 10月21日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者条例に基づく広域専門指導員と市町村との連携のあり方について ・ 障害者差別解消法と障害者条例との整合性 ・ 障害のある人に対する差別と望ましい配慮に関する事例集 ・ 広報啓発用パンフレット
第2回モデル会議	平成27年 11月4日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ワーキンググループにおける検討状況について ・ 障害者差別解消支援地域協議会の概要について
第5回ワーキンググループ	平成27年 11月20日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者条例に基づく広域専門指導員と市町村との連携のあり方について ・ 障害のある人に対する差別と望ましい配慮に関する事例集 ・ 広報啓発用パンフレット ・ 本ワーキンググループでの検討結果のとりまとめについて
第3回モデル会議	平成28年 2月8日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ワーキンググループにおける検討結果について ・ 障害者差別解消法施行に向けた県の取組状況 ・ 地域協議会体制整備事業最終報告(案)について

(2) モデル会議等における検討結果

① 相談対応の流れ

○課題

条例に基づく3層構造の相談体制(①地域相談員、②広域専門指導員、③調整委員会)の在り方の検討及び虐待防止法における窓口との整理が必要。

○結論

- ・ 虐待と差別とは密接・不可分な点も多く、市町村の相談窓口は虐待防止センターとの一体的な運用が望まれる。また、相談があった際に虐待の疑いがある場合は、虐待防止法による対応を優先。
- ・ 各市町村において主体的な対応をした結果、困難であった場合や、複数市町村にまたがる相談、相談者が条例による対応を希望する場合には、市町村は地域相談員又は広域専門指導員と連携し、法と条例との一体的な対応を行う。また、条例に基づく相談窓口(地域相談員又は広域専門指導員)に直接相談が持ち込まれた場合は、相談者の意向を尊重し、条例の相談として対応。